

## ドローンを含む小型無人機等の飛行禁止について（お知らせ）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より下志津駐屯地に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下志津駐屯地は下記の法律に基づき、令和5年1月30日をもって「飛行禁止対象施設」に指定され、駐屯地の敷地及び周囲のおおむね300メートルの地域の上空はドローンを含めた小型無人機等の飛行が禁止されております。

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」によります。

### 小型無人機等の一例

- ドローン
- 農薬散布用ヘリコプター
- ラジコン飛行機（重量200グラム以上）
- パラグライダー、モーターパラグライダー、ハンググライダー、グライダー及び操縦装置を有する気球など。

小型無人機等を飛行禁止地域で飛行させる場合には、事前に通報等の手続きが必要となります。

詳細は、千葉県警察、防衛省、国土交通省の各ホームページをご確認ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



問い合わせ先

下志津駐屯地総務部警備課

電話043-422-0221（内線489）